三春町ホームページ広告掲載に関する基準

第１　広告の種類及び掲載位置

三春町ホームページに掲載することができる広告は、バナー広告（三春町ホームページ内に広告の画像を作成し、広告掲載を希望する者の指定するホームページにリンクするもの）とし、その掲載位置は町長が指定した位置とする。

第２　バナー広告の掲載期間

バナー広告の掲載期間は１ケ月単位とし、最低１ケ月以上、最長１２ケ月とする。ただし、掲載期間の更新は妨げないものとする。

第３　バナー広告の規格及び掲載料

バナー広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

1. 大きさは、よこ１５０ピクセル、たて７０ピクセルとする。
2. 画像形式は、ｇiｆ、ｐｎｇ又はｊｐｇ形式とする。
3. 容量は、２メガバイト以下とする。
4. 掲載料は、１ケ月当たり１０，０００円とする。ただし、前条に規定するバナー広告の掲載期間が１２ケ月の場合は、１００，０００円とする。